



八千代市農業委員会だより

～阿蘇小学校農業体験～



田植えて楽しそう!



稲刈りって
こうするんだー



脱穀って
どうやるのかな?

自然・人・物との関わりにおいて、子供たちは「本物」に触れることで、五感を通じたバランスの良い育ちが期待できます。本校での農業体験の継続にあたり、保護者の皆様、地域の皆様、関係者の皆様のご協力をいただきながら、実り多き教育活動を推進してまいります。

本年度も四月に、五年生児童二九名が田植えをしました。当日までに、PTA会長・協力員の皆様を中心に地域ぐるみでサポートしていただきました。初秋には稲刈りに出かけ、子供たちは刈り取った稲を束ね軽トラに積み込み、学校に戻り稲束を鉄棒にかけて干します。数週間後には、学校で脱穀機による作業を手伝いながら麻袋に粉を詰めます。晩秋に行う校内マラソン大会の後には、PTAの皆様がふるまうカレーライスに収穫した米が白米のごはんとして提供されます。

阿蘇小学校は、水田・畑・森林が豊かな地域にあります。農業を家業とする世帯の割合も多く、地域の皆様のご厚意で田植え・稲刈り・脱穀を体験する機会を提供していただいています。

八千代市の食育について、
阿蘇小学校の榎校長先生に
お話を伺いました

主な内容

- ◆ 「令和2年度八千代市農業施策に関する意見書」の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◆ 令和元年度の目標及び活動計画を策定しました・・ 3
- ◆ 農地の利用状況調査について・・・・・・・・・・・・ 3
- ◆ 農地の賃借制度について・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◆ 公園緑地課からのお知らせ
～特定生産緑地制度の運用について～・・・・・・・・ 4
- ◆ 女性農家の皆さんへ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◆ 農業者年金で豊かな老後を・・・・・・・・・・・・ 5
- ◆ 農家リレー随筆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ◆ 編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

「令和2年度八千代市農業施策に関する意見書」の提出について

令和元年九月二十五日、農業委員会から服部友則市長へ「令和2年度八千代市農業施策に関する意見書」を提出しました。



意見書の内容は次のとおりです。

1 遊休農地対策について

八千代市では、担い手不足や、農業者の高齢化が進み、更に遊休農地が増加することが予測される。遊休農地は周辺農地の生産性

に影響を及ぼすことや、有害鳥獣の棲家となることが知られており、これら遊休農地に起因した問題を抑制するためにも、解消及び発生防止は喫緊の課題である。

市では、桑納、麦丸の一部で多面的機能支払交付金事業が実施されており、平成30年度には3・77ヘクタールの遊休農地解消と一定の成果を上げているものの、市全体では、未だに94・4ヘクタールもの遊休農地が存在している。

そのため、遊休農地対策として、多面的機能支払交付金事業の対象地区の追加や農地利用集積事業による集積・集約化に努められたい。

2 担い手・新規就農者の育成や確保について

農業の未来を考えていくうえで、担い手や後継者の確保は重要な課題である。

地域や市内から担い手を確保できることが望ましいと考えられているが、本市は首都近郊に位置し、他産業への就職を選択する人も多く、昨年実施した農地台帳調査でも、後継者がいると回答した農家は3割に満たない状況である。そのため、子供のうちから、地

域や農業に対して親しみを感じ、就農を選択する若者が増えるような教育環境作りを推進していただきたい。

また、農業者アンケート調査において、労働力の不足との意見が多く挙がった。農繁期と農閑期には仕事量に大きな差があり、パートの通年雇用が農業者にとって、大きな負担になっているという意見もよせられた。

については、市で行っている農業ボランティア制度について、応募者、受け入れ農家が増えるよう、制度の見直し、周知に取り組みされたい。

3 有害鳥獣対策について

有害鳥獣被害は収入減少だけでなく、耕作放棄にも繋がる大きな問題である。

特にムクドリやカラスなどの鳥類による被害は深刻であり、八千代市特産の梨にも被害が出ている。

防鳥ネットは、このような鳥類の対策に欠かせないものであるが、ネット設置に対する県からの補助はあるものの、補助率の低さなど十分であるとは言い難い。

については、八千代市独自の補助制度を創設し、農家の負担軽減に取り組みされたい。

また、イノシシやノウサギ等の害獣対策のため、猟友会組織の支援及び電気柵設置補助など害獣に対する補助も検討されたい。

4 農業交流センターの活用について

農業交流センターは農業者と市民の交流の場として重要であり、市民が農業を理解し関心を深めることは、農業者の経営意欲の増進に繋がっていくと考える。

しかしながら、農業者アンケート調査において、農業交流センターの活用が十分になされていないとの意見が挙げられた。

そのため、賃料の減免を行うなど、農家参加型店舗の誘致を行うことや、工夫された販売所の設置等、農業交流センターの活性化を図られたい。

5 「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、今後、地域の特性に応じて、市、農業委員会と関係機関

が協力して「人・農地プラン」を核に農地の利用集積・集約化を推進していくことになる。このためには、各地域において、「人・農地プラン」の実質化に取り組み必要があるため、地域の状況の地図化や地域の話し合いの実現に向け、工程を明らかにし、着実に取り組まれない。

令和元年度の目標及び活動計画を策定しました

農業委員会の重点業務である「農地等の利用の最適化」に向け、目標とその達成のための活動計画を策定し推進しています。

目標及び活動計画の内容は次のとおりです。

【目標】

①担い手への農地の利用集積・集約化

新規集積面積 10ヘクタール
※管内の農地面積

839ヘクタール

(平成31年3月現在)

②新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

経営体数 1経営体

③遊休農地に関する措置

解消面積 5ヘクタール
※管内の遊休農地面積

94・42ヘクタール

(平成31年3月現在)

④違反転用への適正な対応

※管内の違反転用面積

0・17ヘクタール

(平成31年3月現在)

【活動計画】

①担い手への農地の利用集積・集約化

・農地の利用集積・集約化を促進するため、農政部門と連携しながら地域の担い手への明確化に向けた意見集約を図る。

②新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

・随時 新規就農希望者からの相談に対応
・農地等の権利を取得する場合の下限面積(50アール)についても検討する。

③遊休農地に関する措置

・管内全域の農地の巡回調査を一齐に実施(Ⅱ利用状況調査8月～9月)し、遊休農地を把握する。

④違反転用への適正な対応

・利用状況調査の結果、遊休農地と判定された農地の所有者に対し、利用意向調査を行う。
・県及び関係各課合同で違反転用パトロールを実施する。(8月)
・農業委員会だより等で農業者等へ周知を行う。(11月及び翌3月)

・定例(毎月)現地調査の際、併せて周辺農地のパトロールを行う。なお、違反者に対し、関係部署と連携して改善に向けた活動を行う。

農地の利用状況調査について

本年度も八月上旬から九月にかけて市内全域で、農業委員と農地利用最適化推進委員とペアを組み、農地利用の最適化を目指し、農地の利用状況調査を実施しました。農家の皆様方には、調査にご協力いただき、ありがとうございます。この調査を基に、遊休農地等の所有者に利用意向の確認等を行い、所有者の意向を踏まえて

農地中間管理機構等と連携し、担い手及び新規就農者への斡旋等を行うことで遊休農地等の発生防止・解消に取り組んでいきます。今回調査を行ってみて、新たに遊休農地を発見する場面があり、小規模農地等も含め、遊休農地等の発生防止・解消に向けての対策を進めていく必要があると改めて実感しました。しかしながら、農業委員会のみでは解決出来ませんので、農家の皆様方のご意見をいただき、今後の活動に繋がりたいと思いますので、ご協力をお願いします。

農地の貸借制度について

農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が年々増加しています。このような状況を解決するため、(公社)千葉県園芸協会が千葉県から農地中間管理機構に指定され、農地の貸し借りを行う事業を行っています。

問い合わせは、(公社)千葉県園芸協会(☎043-223-3011)へ。

**公園緑地課からのお知らせ
特定生産緑地制度の
運用について**

平成29年に生産緑地法が改正され、これまでの生産緑地制度に加え、新たに「特定生産緑地制度」というものが新設されました。今回はその特定生産緑地制度を中心に生産緑地について説明をしたいと思えます。

▼そもそも、生産緑地とは？

生産緑地制度自体あまりなじみがない方もいると思います。そもそも、生産緑地とは、市街化区域内にある農地の中のうち、良好な生活環境を確保し、公共施設等の用地に適するようなものを計画的に保全することを目的に、市が所有者等の同意を得たうえで都市計画として指定したもので、市街地にある緑を保全していくための制度です。

▼生産緑地に指定されるとどうなるの？

生産緑地に指定されると、適切な維持管理の義務や建築行為の制

限等が設けられますが税制の特例措置として、固定資産税等が農地課税になり、相続税の納税猶予の対象にもなります。

一度指定されると、30年間は主に耕作を行っている方がケガをするなどして農業従事出来なくならない限り解除のための手続きは出来ません。

▼今からでも指定を受けられるの？

現在、生産緑地への新規指定については、平成4年の指定時にやむを得ない事由で手続きが出来なかったものに限っています。

そのため、基本的には、新規指定は行っておりませんが、近年、国により、身近な緑地である農地を保全し、良好な都市環境を形成するため、生産緑地を追加で定めることを検討すべきと示されましたので、本市でも、新規指定について研究することになっています。

▼特定生産緑地制度とは？

ここからが今回の本題、特定生産緑地制度の説明です。

特定生産緑地は、最初の指定から30年が経過する生産緑地につい

て、建築行為の制限等を10年延ばす代わりに、税制特例措置も10年間延長するものです。また、10年後も、さらに10年更新することができます。簡単に言いますと、現在の生産緑地を対象として、その内容をそっくりそのまま10年間ずつ更新する制度です。特定生産緑地の指定を受けた場合と受けなかった場合の違いは次のとおりです。

特定生産緑地の指定を受けた場合	特定生産緑地の指定を受けなかった場合
ケガなどで農業従事が出来なくなる限りの生産緑地(特定生産緑地)解除のための手続きは出来ません。	いつでも生産緑地解除の手続きが可能になります。(ただし、税制特例措置は解除となります。)
固定資産税等の農地評価・農地課税が継続されます。	5年後には、固定資産税等がほぼ宅地並み課税になります。
相続税の納税猶予適用対象となります。	相続税の納税猶予は今受けているもののみ有効です。
10年ごとに特定生産緑地としての指定更新が出来ます。	一度特定生産緑地の指定を受けなかったものは、後に特定生産緑地の指定を受けることはできません。

▼市の通知の内容は？

農地の現状等を見て、市として特定生産緑地へ指定する意向があるかないかを示した通知になります。例えば、適切な管理がされていないものは、市としての指定意向がないものとなります。

市によって、指定意向がないとされた土地でも、管理の状況を改善し、市に対して特定生産緑地への指定の提案をしてもうえれば、再度市で検討しますので、対象となった方はご相談ください。

▼市の指定意向があるとされたら必ず特定生産緑地の指定を受けられるの？

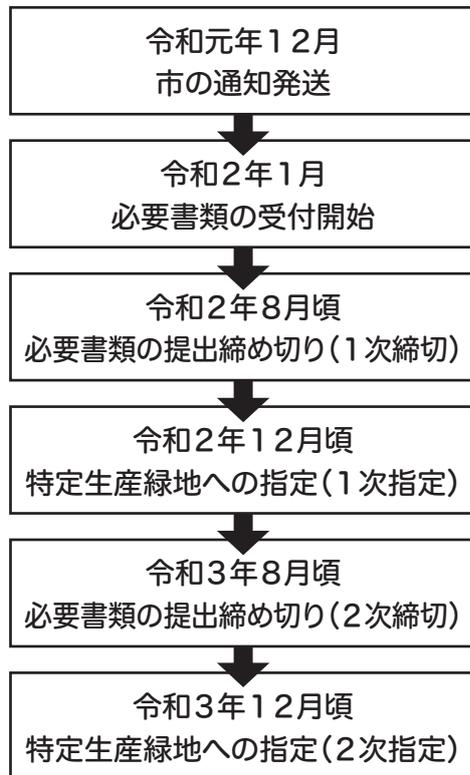
市から指定意向の通知が来たからと言って、必ず指定を受けなければいけないという訳ではありません。指定を希望されない場合は、不同意の様式を出していただければ市が指定を行うことはありません。

▼必要書類はどんなもの？

必要書類については、12月に発送予定の通知と一緒に案内いたします。

現在のところ、市の定めた様式に実印を押印いただき、印鑑登録

指定スケジュール



証明書添付していただくことで進めています。基本的には、その他にご準備していただくものはないものと考えています。

しかし、筆の一部だけの指定を希望する場合には、前もってご自身で分筆の手続きをしていただき、土地を確定する必要があります。

▼必要書類提出の締切りは？

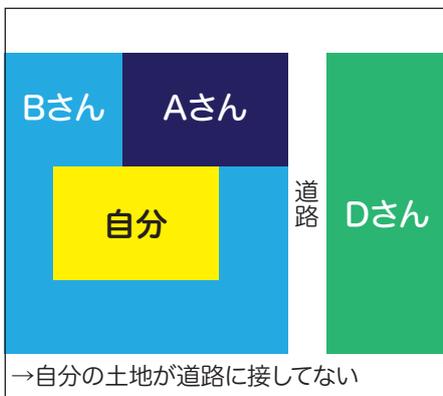
特定生産緑地は、生産緑地の指定から30年を迎えるまでに市が指定の手続きを終えなければいけませんので、指定についての考えが決まり次第早めの提出をお願いします。できれば、令和2年8月頃となる1次締切までにご提出ください。

い。しかし、ご家庭によっては、その時期までに書類提出が出来ない方もいると思われませんが、そういった場合でも、令和3年の8月頃の2次締切までには書類を提出してください。

▼注意することは？

お持ちの生産緑地が一団の農地の中にあるなど、周りが他の人の農地である場合には、前もって周辺所有者同士で話し合いをしておくことをお勧めします。ご自身では、他の活用を考えていても、周辺の状況次第で活用出来ない場合もあります。そういった場合であっても、特定生産緑地の指定を受けていなければ、税金は宅地並

み課税となります。事前に周辺土地所有者同士で話し合いをし、ある程度活用の用途を付けておくことで、後々のトラブルを避けることが出来ます。



▲一団の農地の中にある農地(例)

▼最後に

特定生産緑地に関する制度や指定の手続きに関してご不明な点がありましたら、市公園緑地課までご連絡ください。ご希望があれば、訪問によりご説明いたします。

【☎483-1151(代表)】



女性農家の皆さんへ

男女共同参画が叫ばれて久しくなりますが、八千代市の農業委員・推進委員は女性委員が現在一名であり、女性の参画が進んでいません。

女性の立場で、八千代市の農地行政の場で活動してみませんか。詳細につきましては、地元の農業委員・推進委員または事務局にご相談をお願いします。

農業者年金で豊かな老後を

農業者年金は、次の要件を満たす方ならごなたでも加入出来ます。

- 国民年金第1号被保険者 (保険料納付免除者を除く)
- 年間六〇日以上農業に従事
- 六〇歳未満

農業者年金は配偶者の方も単独で加入が可能で、若年層には手厚い政策支援(※別途要件あり)もあります。

問い合わせは、JA八千代市(☎450-3711) または 農業委員会事務局(☎483-1151)へ。

農家リレー随筆

「私は何が出来るだろうか」

金子 恭香(佐山)

就農して六年目、私は家族と共に仕事をしながら学んでいます。私より早く就農した夫は千葉県農業大学校研修課に一年通いました。

「自分で学び、理解し、納得出来なければ、本気で人に教えられない。」
夫の口癖です。

厳しい家庭で育ったためか、真面目で自分が納得出来ないことには、はっきりと『NO』が言える人、そこには芯と熱意があるため、農業大学校でも先生からは「やる気がある」と気に入られ、今でも電話連絡をとる仲です。

同期も二十代から六十代の千葉県各地の後継者と新規就農者で、年に数回食事をしています。中でも山武市の四十代の同期生とは立場や状況が似ており、よく連絡をとり、成功事例を聞き、家族の協力のもと二つの作物の早出し

に成功しました。しかし、夫はその一つを捨て、三つ目の作物の早出しに挑戦しています。

真つすぐで芯のある人、悪く言えば頑固な人。『窮屈で生きるの大変そう』夫のことをそう見ていた時期もありました。

同期に五十代の異業種経営者の方がおり、夫のことを気に入って何度か家にきてくれました。そのとき、

「俺は旦那さんのこと、真つすぐでええ男やと思ってるで。」

そんなことを言ってくれる人がいるのは、夫が自分を責め、失敗や嫌われることを恐れていないからです。失敗を恐れなくなった夫、その背景には、その方が「死ぬ気でどんどんチャレンジして失敗しろ、そして『これだ！』と思うことが見つかったら二、三年また死ぬ気で頑張れ。」という言葉をかけていたからです。そのため、先日「明後日、苗会社の社長に話す時間ももらったから、髪切って御菓子買ってくる」と予想もつかない行動をとります。

私は気付きました。頑固だと思っていた夫は、いろいろな人と関わることで少しずつ変わって

たということに。なら、私は昔に比べ変わっているのだろうか。変わることを恐れていないだろうか。

「私に出来ること」それはチャレンジすることです。



◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

今年も、異常気象の影響で自然災害が発生しましたが、防ぎようのない自然災害でも、的確な情報収集や早めの行動で被害を小さくすることが出来ます。

今回は、農業委員会だよりの第四三号をお届けしました。表紙に、阿蘇小学校五年生の農業体験を採り上げ、当市の食育への取り組みについて校長先生に伺ったお話を記事にしました。その他は、令和二年度八千代市農業施策に関する意見書を八千代市長に提出したと、そして公園緑地課からの重要なお知らせや恒例の農家リレー随筆を掲載しました。

なお、広報委員会では農家リレー随筆を書いてくださる方を募集しています。ご興味がある方はご連絡ください。

広報委員 石井孝治



令和元年 11月発行
第43号

発行 八千代市農業委員会
編集 広報委員会

〒276-8501
八千代市大和田新田312-5
電話047(483)1151
URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp/500500/index.html>